

令和7年度資料からの補足・変更点

1 浄化槽事務手続きについて

- (1) 設置届出事務について
 - ① 「実地を」を削除
- (2) 浄化槽整備事業補助金事務について
 - ① 補助申請期間の変更
令和9年3月12日（金）まで
 - ② 補助金額の変更
撤去費補助金額（単独転換）12万円→15万円に変更
（汲取り転換）10万円→12万円に変更
宅内配管補助金額 30万円→33万円に変更
 - ③ 補助申請書提出時の添付書類の変更
着工前の現況写真（留意事項等含む）を追加

2 排水設備工事事務手続きについて

- (1) 留意点についての文章を一部修正・追記
詳細については、資料参照
- (2) チェックリストを修正
詳細については、資料参照
- (3) 物件設置許可条件に係る下記の資料を追加
詳細については、資料参照
 - ① 物件設置許可申請書
 - ② 物件設置工事着手届
 - ③ 物件設置工事許可標識
 - ④ 物件設置工事完了届

3 指定工事店の義務・遵守事項について

- (1) 補足・変更点なし

4 農業集落排水処理施設における義務・遵守事項について

- (1) 「実地で」を削除

5 宅地内雨水流出抑制施設及び止水板整備事業について

(1) 補助金限度額の変更

止水板（工事を伴うもの）：500,000 円（工事費用の 1/2）

止水板（工事を伴わないもの）：100,000 円（購入費用の 1/2）
に変更

6 水道水源水質保全促進事業補助金交付制度について

(1) 補足・変更点なし